平成２５年（フ）第３２０号
東京都多摩市中沢１丁目６番地の７コープ中沢102
債務者　濱田　朝美
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月５日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１７４号
栃木県宇都宮市小幡１丁目４番27号　フラット小幡102、前住所栃木県上都賀郡西方町大字真名子2051番地３
債務者　齋藤　　信
1　決定年月日時　平成25年５月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１９２号
栃木県芳賀郡市貝町大字市塙1402番地１　うえのやま住宅２号棟
債務者　柳　　勇
1　決定年月日時　平成25年５月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１９３号
栃木県真岡市荒町４丁目38番地14　ハートフルコーポＣ棟102号
債務者　松本　米生
1　決定年月日時　平成25年５月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２０３号
栃木県宇都宮市中久保１丁目４番７号　サンライズ・フォレスト201号室、前住所埼玉県春日部市中央１丁目50番地３　プレ・アビタシオン春日部Ⅰ―107
債務者　坂詰　　孝
1　決定年月日時　平成25年５月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２０５号
栃木県宇都宮市緑５丁目９番24号　レオパレスグリーンリーフ108、前住所茨城県笠間市橋爪789番地４
債務者　畑中　孝充
1　決定年月日時　平成25年５月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月５日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２１０号
栃木県芳賀郡茂木町大字町田955番地３、前住所栃木県那須烏山市金井２丁目22番19号　フローラハイツ103号
債務者　磯　　春美
1　決定年月日時　平成25年５月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２１６号
栃木県宇都宮市滝の原１丁目３番11号　滝の原マンション203号
債務者　近藤　亜弥（旧姓髙橋）
1　決定年月日時　平成25年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２０４号
栃木県那須塩原市上赤田310番地53
債務者　黒鵜　隆志
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月７日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２２０号
神奈川県高座郡寒川町倉見2237番地２
債務者　椎野　勇樹
1　決定年月日時　平成25年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２４年（フ）第２３９号
栃木県宇都宮市下岡本町4226番地２
破産者　有限会社イエロー興産
1　決定年月日　平成25年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第７号
広島県三次市吉舎町吉舎548番地の１
破産者　有限会社セルフハタナカ
1　決定年月日　平成25年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所三次支部

平成２４年（フ）第３４３号
岐阜県瑞穂市生津滝坪町２丁目22番地　エントピア吉田Ｃ―101号
破産者　髙橋　重子
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第４６８号
静岡市駿河区登呂１丁目19番37号
破産者　有限会社エフケー
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１２号
福岡県飯塚市有安670番地の11
破産者　有限会社ハザマ建装
1　決定年月日　平成25年５月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第８８５号
福岡県春日市一の谷１丁目135番地
破産者　株式会社九州レーベル
1　決定年月日　平成25年５月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部